

女性活躍推進アドバイザー派遣事業【広島県三原市】

総事業費	200 ^{千円}
交付金額	100 ^{千円}

地域の実情と課題

少子高齢化の進展により、企業においては人材不足が深刻化しており、女性をはじめとする多様な人材の活用が必要となっている。当市においても結婚・出産期にあたる30代を中心に就業率が減少するM字カーブが見受けられる中で、就労意欲のある女性が働き続けられる職場環境の改善が必要となっている。一方で、企業側は、働き方改革や女性活躍推進を行いたいものの、何から始めたら良いか分からない等の課題を抱えている。

目的・目標

市内企業に対し、旧来の組織体制や業務分担、労働環境の固定概念を取り払い、誰にとっても働きやすい職場環境整備の推進を図るため、経営者、管理職及び従業員を対象とした啓発を行う。また、啓発が一過性のものとならないよう具体的な行動計画策定（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等）の支援を行う。
※主な目標：（）内は実績
一般事業主行動計画の市内策定事業者数44社（36社）

事業の特徴

○計画策定に伴う女性活躍推進アドバイザーの派遣
企業が「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」の策定に着手する場合、広島県と連携し、県の認定女性活躍推進アドバイザーを派遣することにより、計画策定に向けた伴走型支援を行う。

連携団体

- 広島県社会保険労務士会
- 三原商工会議所
- 三原臨空商工会
- 広島県

事業の効果

本事業を通じて1社が行動計画を策定した。
策定の過程で、育児・介護の両立支援のための雇用環境措置や就業規則・法改正等の従業員への周知などの課題整理もなされ、誰もが働きやすい職場環境整備も踏まえた計画となった。
また、上記1社は策定努力義務企業（常時雇用労働者数101人未満）であり、市内企業及び事業所に広がりをもたせるモデルケースとなった。

今後の課題

「重要性は理解しているが、人手が足りず取り組む余裕がない」との声が多く、中小企業や小規模事業所においては、経営者が多種多様な実務を担っており手が取れない実情がある中でも、女性人材獲得のニーズは高いため、引き続き関係団体と連携し、女性活躍の観点のみならず、人手不足等に対する生産性向上等の経営改善の観点からも支援策を検討していきたい。

◆女性活躍推進アドバイザーの派遣

市内の1事業者には「広島県女性活躍推進アドバイザー」を派遣。
伴走型の支援により、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定。
アドバイザーの助言を受けながら、
性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境の整備や評価制度の見直し、
育児・介護などの休暇制度の確認などを実施。



アドバイザーの助言を受けながら計画を策定

三原市女性活躍支援事業

費用無料

従業員100人以下の事業主向け
**女性活躍行動計画
策定支援**
(女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画)

広島県が認定する「女性活躍推進アドバイザー」が
職場を訪問し、行動計画を作るお手伝いをします！

令和4年4月から改正女性活躍推進法が全面施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公開の義務が、常時雇用する労働者数が30人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されました。
100人以下の事業主は努力義務となっていますが、誰もが働きやすい職場環境整備を進めようとして、アドバイザー派遣を活用していませんか？

対象 市内に事業所を有する、常時雇用労働者が100人以下の事業主

行動計画策定 支援の流れ

**2ヶ月程度
全4回訪問**

ステップ① 初回ヒアリング・数値目標項目の決定
担当アドバイザーをはじめとしたスタッフが企業の現状や課題をヒアリングし、取り組むべき項目とその目標設定を一緒に決めていきます。ステップ②までの間に数値目標を作成していきます。

ステップ② 具体的数値目標の確認・行動計画策定着手
作成した数値目標をアドバイザーが確認し、一緒にブラッシュアップします。ステップ③までの間に行動計画を作成していきます。

ステップ③ 行動計画の内容確認・実行アドバイス
作成した行動計画をアドバイザーが確認し、実行に向けた具体的な取り組みを一緒に考えていきます。ここから計画を実行していきます。

ステップ④ 行動計画の取組状況確認・フォローアップ
一定期間後に、行動計画の取組状況をアドバイザーと一緒に点検していきます。その後の発展的取組について意見交換をして支援は終了です。

※ 原則は訪問4回ですが、訪問2〜3回でのご検討もご相談に応じます。
※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問をオンラインに代えさせて頂く場合があります。

お申込みは裏面のフォームからお願いします。▶ **申込み【裏面へ】**

主 催：Jズスクミはら（三原市・三原商工会議所・三原臨空商工会・三原公共職業安定所）
お問合せ：三原市経済労働工務課 担当：三上（みかみ） TEL：0848-676-6013

案内チラシ